

■ 特別償却又は税額控除(法第37条)

平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除が受けられます。

① 特別控除

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31 H33.3.31
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	



取得等の時期 資産等の区分	～H28.3.31 H33.3.31
機械装置	100%
建物・構築物	25%



選択

② 税額控除

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31 H33/3/31
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

※20%が限度。20%を超えた部分の金額は4年間の繰越が可能。

※2 本特例、38条（被災雇用者等を雇用した場合の税額控除）、40条（新規立地促進税制）はいずれかの選択適用となります。

※3 対象となる資産は、それまで事業の用に供されたことのないものに限り（中古品は対象外）。

※4 減価償却資産であっても、「工具」、「器具及び備品」、「車両及び運搬具」に該当するものは対象になりません。